

令和5(2023)年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告

～一人ひとりがしあわせな社会をめざして～

令和5(2023)年 11月



三 次 市

はじめに

三次市では、男女が互いにその人権や個性を尊重し、責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 16(2004)年4月に、市と市民、事業者の責務を明らかにした「三次市男女共同参画推進条例」を施行しました。

本条例に基づき、平成 17(2005)年 3 月に「三次市男女共同参画基本計画」を策定、以来 3 次にわたる改訂を行い、本市の男女共同参画の推進に取り組んできました。

令和 2(2020)年度には、第 3 次計画の総括を行うとともに、令和3(2021)年度から令和 8(2026)年度までの計画として、「三次市男女共同参画基本計画(第 4 次)～一人ひとりがしあわせな社会をめざして」を策定しました。市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの各段階で、自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保され、ともに活躍できる社会づくりになることを基本的な考え方とします。

本書は、三次市男女共同参画推進条例第 14 条に基づき、第4次計画における令和 4 (2022)年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

この報告書を通じて、市民の皆さんに男女共同参画の現状や取組について、理解を深めていただくとともに、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現につなげていくことをめざしています。

目 次

第1部 三次市男女共同参画基本計画(第4次)の概要

- 1 めざす将来像
- 2 基本計画の総合指標
- 3 計画における基本的な考え方
- 4 SDGsとの関係性
- 5 基本目標
- 6 計画の体系

第2部 三次市男女共同参画基本計画(第4次)に基づく施策の実施状況

- 1 基本計画(第4次)及び女性活躍推進計画の実施状況

第1部 三次市男女共同参画基本計画(第4次)の概要

1 めざす将来像

男女が、互いにその人権や個性を尊重し、責任も分かれ合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

この将来像の実現に向けて、三次市男女共同参画推進条例に掲げられた「6つの基本理念」を本計画の基本理念とします。

6つの基本理念(三次市男女共同参画推進条例第3条)

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度や慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 性と生殖に関する健康における人権の尊重
6. 国際的協調

2 基本計画の総合指標

令和8(2026)年度までに「社会全体として男女平等である」と感じている市民の割合50%をめざします

3 計画における基本的な考え方

- 市民一人ひとりが、人生 100 年時代において、それぞれのライフステージの各段階で、自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、ともに活躍できる社会づくりになることを基本的な考え方とします。
- 男女がともに、ライフィベントと両立しながら安心して働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組を推進します。職場における女性活躍推進法や育児休業制度の定着・促進に向け、企業等への各種制度の周知に一層取り組みます。さらに、DXの進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じて柔軟な働き方や暮らし方へ変化する中で、必要に応じた啓発に取り組みます。
- 男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていくうえで、政策・方針の立案及び決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保され、男女それぞれの考えを十分に反映していくことが重要であることから、女性の政策・方針決定過程への参画の推進に引き続き取り組みます。
- 様々な男女共同参画推進事業を実施してきましたが、固定的な性別役割分担意識の性差に関する固定的な意識が十分解消されていないため、テーマや手法等を工夫し、意識改革につながるよう引き続き取り組みます。
- 女性への暴力の根絶に向けた取組などを進めてきましたが、厳しい状況は継続しています。さらには、大規模な災害や感染症の流行において、女性や脆弱な状況にある人に負担が集中するなど、より深刻な影響を受ける懸念があることが表面化してきたことを踏まえ、安全・安心のための取組を進めます。また、近年顕在化してきた性的マイノリティ(LGBT 等)に対する偏見等の解消にも取り組みます。

4 SDGsとの関係性

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールから成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。この目標のうち、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」、17番目の「パートナーシップで目標を達成しよう」などが本計画に関連しており、SDGsへの効果も意識しながら本計画を推進していきます。



5 基本目標

基本的な考え方を踏まえ、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 環境づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、性別に関わらない自分らしい暮らしの実現に向けた男女双方の意識改革を進めることで、男女がともに自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実する社会の実現をめざします。また、DXの進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方や暮らし方への変化により、多様な人材がその能力を発揮できる機会が広がるため、女性の仕事に対する意欲向上、キャリアアップに向けた意識の醸成を図るとともに、職場における女性活躍推進法の定着促進に向けた周知に取り組みます。職場における仕事と家庭の両立支援制度の周知を図り、男女がともに制度を利用しやすい職場風土の形成を促進します。さらに、子育て支援や保育サービス、福祉・介護サービス等の支援体制を整備することにより、仕事と生活のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境づくりを推進します。

基本目標2 ひとづくり

あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会が実現できるよう、普及啓発を図ります。また、性自認や性的指向に関する正しい知識の周知を進めることで、性的マイノリティ(LGBT等)への理解を広げ、性の多様性を尊重できるよう取組を進めます。

基本目標3 安心づくり

女性に対するあらゆる暴力への被害など困難を抱える人への支援を行うとともに、大規模な災害や感染症の流行への対応、健康維持に向けた取組など、男女ともに安心して暮らせるための対策を推進します。また、人生100年時代の健康に向けた取組の推進として、生涯を通じた健康支援を図ります。

6 計画の体系

基本目標	重点施策	具体的施策
1 環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	①仕事と生活の両立支援及び理解の促進
	(2)女性の活躍推進	①女性の就労促進
	(3)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	①審議会等委員への女性の登用推進
		②管理職への女性の登用推進
2 ひとづくり	(4)地域社会活動における男女共同参画の推進	①女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成
		②地域における女性の「集える場」づくり
3 安心づくり	(1)意識啓発に向けた広報・啓発の推進	①男女共同参画の啓発・普及の推進
		②性の多様性への理解の促進
	(2)男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実	①男女共同参画に関する教育の充実
3 安心づくり	(1)健康と自立の支援	①生涯を通じた健康支援
		②高齢者・障害者の自立支援
	(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権尊重の推進	①暴力を容認しない社会環境の整備
	(3)災害及び感染症対策における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進

第2部 三次市男女共同参画基本計画(第4次)に基づく施策の実施状況

1 基本計画(第4次)及び女性活躍推進計画の実施状況

【基本目標1 環境づくり】

(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女がともに協力し合い、仕事と育児や介護などの家庭生活を両立でき、多様な働き方や暮らし方を選択できるように、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組を推進します。また、事業主等による働きやすい職場環境づくりや男女とも育児休業制度等の取得促進に向けた情報提供等の支援を進めるとともに、子育て支援や保育サービス、福祉・介護サービス等の充実を図ります。また、これまでの女性視点の取組だけではなく、仕事と家庭の調和に取り組む男性も応援する視点を取り入れた取組の推進を図ります。

①仕事と生活の両立支援及び理解の促進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
安心して子どもを産み育てる環境が整っていると感じている人の割合	33.2% (H29)	32.5%	40.0%
妊娠中に職場で配慮されていたと感じる女性の割合	91.6%	97.2%	現状値以上
積極的に育児をしている父親の割合	65.5%	72.3%	80.0%以上
保育所待機児童数	0人	0人	0人
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度について、理解している事業所の割合	57.2%	—	65.0%以上
性別に関わらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の割合	56.6%	—	64.0%以上

●取組状況

具体的施策の内容
○保育所待機児童ゼロ実現への取組 ○病児・病後児保育、3歳未満児保育、延長保育の実施 ○障害のある子どもの保育の充実 ○子育てサポート事業の利用促進 ○放課後の子どもの居場所づくりの推進 ○福祉・介護サービス、障害福祉サービス等の充実や生活に関するあらゆる相談体制の充実による、仕事と家庭の両立支援 ○育児中の男性の定時退社の奨励 ○男性の育児休業の取得及び子育て参画の促進 ○「多様なライフスタイル」や「柔軟な働き方」を可能にする仕事と家庭の両立支援へ向けた企業・法人への啓発・支援 ○市役所におけるテレワーク、DXの推進 ○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組の推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
<p>□保育の充実推進事業</p> <p>施設の衛生面や利便性の向上のための環境改善等を実施した。また、保育所の利便性の向上と多様な保育ニーズに対応した保育を行った。</p> <p>定員:1,922人(公立1,584人、私立280人、地域型58人) 月平均入所児童数:R3 1,384人 R4 1,375人</p>	1,525,150	子育て支援課
<p>□多子世帯保育利用料軽減事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯保育利用料軽減制度 保育所の保育利用料の第2子半額、第3子目以降無料化の軽減制度を実施した。 ・多子世帯保育料軽減補助金 幼稚園及び認可外保育施設の保育(利用)料の第2子半額、第3子目以降無料化を実施した。 対象者:140人 	3,518	子育て支援課
<p>□病児・病後児保育事業</p> <p>病児・病後児保育室「すくすく」、病後児保育室「おひさま」を開設し、病中また病後の回復期に至らない時期からの児童の看護及び保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育室「すくすく」 R3 開設日数 242日 延利用人数 93人 R4 開設日数 244日 延利用人数 100人 ・病後児保育室「おひさま」 R3 開設日数 294日 延利用人数 95人 R4 開設日数 294日 延利用人数 43人 	9,944	子育て支援課
<p>□障害児等保育事業</p> <p>民間委託保育所・認定こども園に対して、障害児等に対する支援保育士の人件費を助成し、職員体制の整備を支援した。</p> <p>利用施設:4施設</p>	20,751	子育て支援課
<p>□こども発達支援センター運営事業</p> <p>未就学児対象の発達に関する専門相談、親子通所教室の子育て支援機能の充実、保育所との協働による発達支援体制の構築、令和3(2021)年に10月開設した地域子育て支援センター「すまいる」の開設により子育て支援の支援機能の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども発達支援センター 親子通所教室延人数 R3 1,860人(通所教室数12教室) R4 1,215人(通所教室数7教室) ・地域子育て支援センター「すまいる」 利用延人数:R3 138人 R4 968人 	21,178	子育て支援課
<p>□子育てサポート事業</p> <p>育児の支援を受ける会員(おねがい会員)と育児の支援を行う提供会員(まかせて会員)に登録してもらい、事務局が仲介することで子育ての相互援助活動を推進した。</p> <p>利用件数 464件 活動時間数 1,411時間 会員数 793人 (内訳)まかせて会員154人、おねがい会員571人、両方会員68人</p>	3,687	子育て支援課
<p>□放課後児童健全育成事業</p> <p>放課後児童クラブの運営により、長期休業中を含め放課後等子どもの居場所を確保することにより、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の支援を行い、保護者も安心して働くことができている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底により、子どもたちの安全・安心を確保しながら、子どもたちの健全な育成を図った。</p> <p>【放課後児童クラブ数】21か所(直営20・委託1) 【定員】直営:880人 委託:55人 【登録児童数】707人 【待機児童数】0人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担金の減免 要保護世帯・準要保護世帯について減免制度を実施した。 	186,397	文化と学びの課
<p>□放課後こども教室事業</p> <p>放課後児童クラブの実施が困難な10小学校区について、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動の居場所の確保を図り児童の健全育成を支援するため、放課後子ども教室を実施した。本事業の実施により、長期休業中を含め放課後等子どもの居場所を確保することにより、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の支援を行い、保護者が安心して働くことができている。</p> <p>【放課後子ども教室数】10か所(委託) 【登録児童数】186人 【待機児童数】0人</p>	22,179	文化と学びの課

□地域包括支援センター運営事業 保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等によるチームが、高齢者の身近な総合相談業務、介護予防のための支援、権利擁護、地域での高齢者の支え合いのネットワークづくりなどを実施した。 地域包括支援センターにて、介護保険サービスや保健、医療、福祉、権利擁護など、高齢者の様々な相談に対し、迅速かつ的確な支援を行った。 総合相談:R3 2097件 R4 2,077件 権利擁護・虐待相談件数:R3 189件 R4 124件	59,600	高齢者福祉課
□障害者支援センターの設置・運営 障害者の相談体制の機能強化や社会参加と雇用・就労促進を図るための事業を実施 相談件数 R3:5,120件 R4:5,358件	28,734	社会福祉課
□市役所における定時一斉退庁の実施 毎月第1水曜日を行動日とし、職場巡回による声掛けのほか、業務の都合により実施困難な場合は同月内の別日に再実施するなど、月1回は確実に実施できるよう取り組んだ。 実施率:R3 95.9% R4 94.5%	—	総務課
□市役所における子育て特別休暇制度 ・「お父さん・お母さん休暇」 1歳6か月未満の子1人につき、最長2か月の特別休暇を推進し、男女とも子育てのために休むことが当たり前の職場風土を醸成した。 男性取得者数:R3 15人 R4 15人	—	総務課
□パパママ教室 妊娠・出産・育児についての学習及び妊婦とその家族の交流の場として同様に実施。新型コロナウイルス感染症の影響も弱まり、実施回数を増やし、参加者も増加した。 R3 実施:5階 参加:66人 R4 実施:8回 参加:123人	90	健康推進課
□男女共同参画推進講演会講師派遣事業 家庭、地域などのあらゆる場における男女共同参画の理解の促進と女性活躍推進を図るために、保育所保護者会や住民自治組織等が実施する「男女共同参画推進講演会」に講師を派遣する事業の実施団体はなかった。	—	定住対策・暮らし支援課
□男女共同参画推進講演会 男女共同参画週間及び国際女性デーにおける啓発事業として、市民を対象とした男女共同参画推進講演会を実施した。 男女共同参画推進講演会(6月男女共同参画週間)「心豊かに生い繁る夫婦の法則」 男女共同参画推進講演会(3月国際女性デー)「子供の才能を伸ばすことを意識した夫婦のワークライフ・バランス」	209	定住対策・暮らし支援課
□女性活躍推進プラットフォーム事業 女性の様々なライフスタイルに合わせた、多様な働き方が選択できるよう、女性活躍推進プラットフォーム(アシスタ lab.)において、起業・就業セミナーや、会員応援セミナーや、各分野の専門家による個別相談を実施し、起業・就業を目指す女性への支援を行っている。 また、商工会議所等とも連携し、起業・就業に向けたコーディネートを行った。 会員数:456人、利用者数:2,070人、セミナー:17回、個別相談:21日、交流会:4回、みよしアントレーヌ認定件数:12人(累計80人)	10,788	定住対策・暮らし支援課
□職員のテレワークの本格実施 新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務の継続及び職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、テレワークの本格運用を継続した。	3,845	総務課
□デジタル技術を活用して暮らしや地域に変革をもたらし、市民の暮らしを豊かにする DX の推進 デジタルリテラシー向上のため、高齢者向けのスマートフォン教室と相談会を開催。また、日本郵便(株)と連携し、スマートスピーカーを活用した障害者などの見守り支援の実証実験を行った。 ・スマートフォン教室参加者延228人(うち女性121人) ・スマートフォン相談会延28人(うち女性26人) ・スマートスピーカー実証事業参加者11人(うち女性6人)	6,331	情報政策課
□三次市官民共創 DX コンソーシアムを設立 市内事業者とDXを通じて繋がりを創るため、意見交換会を4回実施し、デジタルリテラシー向上を図るためにハンズオンセミナーを開催した。 ・意見交換会参加者延90人(うち女性22人)	557	情報政策課
□市役所における夏季特別休暇及び年次有給休暇の取得促進 7月から9月の間において、夏季特別休暇の取得にあわせ、リフレッシュ休暇や年次有給休暇の取得促進を所属長に通知し、職員に啓発した。年次有給休暇については、全職員5日以上の取得を推奨した。 平均取得日数:R3 11.0日 R4 11.5日	—	総務課

●まとめ

育児・介護期の仕事と生活の両立支援を図るため、保育や各種子育て支援、子どもの居場所づくり、福祉・介護サービス、障害者福祉サービス等の充実に取り組みました。また、多様な働き方や暮らし方の選択が可能となるよう、DXの推進や、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進をしました。引き続き、多様できめ細かい両立支援制度の充実に取り組むとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備に努めます。

(2) 女性の活躍推進

職場において、女性活躍推進法や育児休業制度の定着・促進に向けた各種制度を周知し、男女の均等な機会及び待遇が確保されるように努めるとともに、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」等を通じて、女性の就労・起業等を支援します。

また、知識の習得や能力の向上を図る機会等を提供し、さらには、新しい生活様式にも対応した働き方ができるよう支援します。

①女性の就労促進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
女性の就業率	68.6% (H27)	75.6% (R2)	73.0%
女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」会員数	254 人	456 人	400 人以上
みよしアントレーヌ認定件数(累計)	47 人	80 人	97 人以上
起業支援補助金利用者のうち女性の人数(年間)	3人	8 人	5人
認定新規就農者のうち女性の割合(認定数累計割合)	5.5% (1/18 人)	8.6% (3/35 人)	10.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○職業生活における女性の役割に対する適正評価及び経済的地位と能力の向上
○男女の雇用の均等機会と待遇を確保する環境整備へ向けた啓発の推進
○企業等への男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・制度等の周知徹底及び女性のキャリアアップへの支援
○妊娠・出産等を理由とする不利益取扱禁止の周知
○女性の就労による経済的自立支援
○女性の起業、経営活動への支援
○職場環境向上のための支援
○新しい生活様式における働き方への対応
○農林業及び商工業分野における女性の活躍推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□市HP等を活用した制度の周知・啓発の実施 ・起業に関する支援メニュー等についてチラシやHPにより周知を図った。 ・市HPにより、関係機関による男女雇用機会均等法や男女共同参画関連情報等の周知を図った。	—	商工観光課 定住対策・暮らし支援課
□女性の就労や職場環境改善等に関するチラシ等の設置 関係機関が発行する女性の就労や職場環境改善に関する広報チラシ等を設置し、周知を図った。	—	商工観光課
□【再掲】女性活躍推進プラットフォーム事業 女性の様々なライフスタイルに合わせた、多様な働き方が選択できるよう、女性活躍推進プラットフォーム(アシスタlab.)において、起業・就業セミナー、会員応援セミナー、各分野の専門家による個別相談を実施し、起業・就業を目指す女性への支援を行っている。 また、商工会議所等とも連携し、起業・就業に向けたコーディネートを行った。 会員数:456人、利用者数:2,070人、セミナー:17回、個別相談:21日、交流会:4回、みよしアントレーヌ認定件数:12人(累計80人)	10,788	定住対策・暮らし支援課
□母子健康手帳交付 母子健康手帳の交付と合わせて電子母子手帳についても勧めた。 母子健康手帳交付:R3 312人 R4 269人	91	健康推進課
□職業訓練委託事業 従業員のスキルアップによる企業への支援と、資格取得などによる就職促進を図った。 ・職業訓練委託講座参加者 R3:23 講座234人(うち女性145人) R4:26 講座210人(うち女性116人)	9,416	商工観光課
□雇用労働対策事業 (三次市雇用労働対策協議会主催) 雇用労働対策協議会の活動を通して、就職相談・面接会の開催、企業ガイドブック及びみよし就活ニュースの発行、みよし就活ネットの運営、県立大学訪問などの事業を実施し、就職希望者・新卒者等のニーズ調査や起業とのマッチングの促進、高校生キャリア育成事業を行った。 就職相談・面接会 R3:中止 R4:参加企業19社 企業ガイドブック 印刷・配布 R3:1,500部 R4:1,500部 みよし就活ネット アクセス数 R3:157,722件 R4:187,405件 高校生キャリア育成事業 *市内高校1,2年生対象 R3:中止 R4:173人(うち女性95人)	3,008	商工観光課
□起業支援事業 新たに市内で起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を助成した。 R3:7人(うち女性6人) R4:9人(うち女性8人)	8,281	商工観光課
□新規開業支援事業 市内で新たに開業する方に対し、広告宣伝費の一部を助成した。 R3:7件(うち女性3件) R4:7件(うち女性4件)	511	商工観光課
□オンラインによる働き方セミナーの開催 関係機関が実施する就労や職場環境改善に関するセミナーの周知を図った。	—	商工観光課
□イノベーション会議(産学官連携推進事業) 研究開発事業への補助、事業者と大学研究者とのマッチング、連携の成果発表など県立大学のシーズを生かし、事業者の新規事業への参入、新製品の開発、経営の安定化を図る目的で活動しているが、令和4年度は実施がなかった。	6	商工観光課
□担い手育成・強化事業 県・JA・㈱JAアグリ三次と連携して担い手の育成と支援に取り組んだ。 認定農業者(個人経営体) R3:51人(うち女性3人) R4:52人(うち女性3人) 認定新規就農者 R3:5人(うち女性1人) R4:7人(うち女性1人)	31,770	農政課

●まとめ

女性の柔軟で多様な働き方を応援する各種事業を展開しました。女性の就労促進に掲げる指標は上昇しており、新型コロナウィルス感染症の影響も弱まり、就職相談、面接会等も再開しており、引き続き、女性の就労に向けた支援の充実を図ります。

一方、企業への雇用環境整備や各種制度の啓発は十分とは言えず、啓発方法等を工夫する必要があります。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定等においては男女それぞれの考えを十分に反映していくことが重要です。事業者・団体などにおける方針決定過程への女性の参画のための啓発等の取組をはじめ、男女共同参画社会を推進する牽引者として、審議会等委員に女性を積極的に登用するなど、政策・方針の決定過程への女性の参画を積極的に推進します。

①審議会等委員への女性の登用推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
市役所の目標設定の対象である審議会等の女性委員の割合 (R2.4.1)	30.6%	27.6% (R5.4.1)	44.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○女性委員のいない審議会等の解消
○審議会等委員への積極的な女性の登用

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□市役所各担当課へ対する審議会委員の積極的な女性の登用の呼びかけ 市役所内の審議会等において、女性の積極的な登用を推進するよう全部署に通知した。	—	定住対策・暮らし支援課
□地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況 22 審議会のうち、女性委員のいる審議会 21 審議会 総委員数 352 人のうち、女性委員数 99 人 女性比率 28.1%	—	全課
□地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性登用状況 6 委員会等のうち、女性委員のいる委員会 6 委員会 総委員数 36 人のうち、女性委員数 8 人 女性比率 22.2%	—	

□地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

審議会等名	委員総数	うち 女性委員数	女性比率	担当課
防災会議	40人	9人	22.5%	危機管理課
民生委員推薦会	23人	0人	0.0%	社会福祉課
国民健康保険運営協議会	12人	4人	33.3%	市民課
水防協議会	40人	9人	22.5%	危機管理課
介護認定審査会	25人	8人	32.0%	高齢者福祉課
環境審議会	13人	6人	46.2%	環境政策課
交通安全対策会議	11人	2人	18.2%	危機管理課
社会教育委員会	15人	9人	60.0%	文化と学びの課
文化財保護委員会	14人	2人	14.3%	文化と学びの課
都市計画審議会	15人	5人	33.3%	都市建築課
国民保護協議会	40人	9人	22.5%	危機管理課
障害支援区分認定審査会	7人	4人	57.1%	社会福祉課
子ども・子育て会議	13人	5人	38.5%	子育て支援課
介護保険運営協議会	10人	3人	30.0%	高齢者福祉課
情報公開審査会	5人	1人	20.0%	総務課
個人情報保護審査会	5人	1人	20.0%	総務課
公益通報審査会	3人	1人	33.3%	総務課
男女共同参画審議会	12人	7人	58.3%	定住対策・暮らし支援課
地域公共交通会議	17人	3人	17.6%	定住対策・暮らし支援課
障害者支援協議会	20人	7人	35.0%	社会福祉課
行政不服審査会	3人	1人	33.3%	企画調整課
教育奨学金貸付審査会	9人	3人	38.3%	文化と学びの課
合計	352人	99人	28.1%	

□地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

委員会等名	委員総数	うち 女性委員数	女性比率	担当課
教育委員会	5人	2人	40.0%	文化と学びの課
選挙管理委員会	4人	2人	50.0%	選挙管理委員会
公平委員会	3人	1人	33.3%	監査事務局
監査委員会	2人	1人	50.0%	監査事務局
農業委員会	19人	1人	5.3%	農業委員会
固定資産評価審査委員会	3人	1人	33.3%	総務課
合計	36人	8人	22.2%	

●まとめ

審議会等委員への積極的な女性の登用について、全部署へ通知し推進していますが、令和4(2022)年度における女性の委員の割合は低下しています。女性委員が少ない審議会等については、女性の登用を重要課題として、各団体組織から女性の推薦を依頼していくなどの取組を進めます。他の審議会等においても、委員の改選時に女性委員の登用に努めていくよう、担当部署への働きかけを強化していきます。

②管理職への女性の登用推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
市役所職員(一般行政職)の女性管理職の割合	20.9% (R2.4.1)	27.5% (R5.4.1)	25.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○市役所職員の管理職及び係長職への女性の登用推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□市の管理職のうち女性管理職の割合 全体:78人中22人(28.2%) 行政職:69人中19人(27.5%) 【令和5(2023)年4月1日現在】	—	総務課
□女性係長級職員の割合 全体:169人中68人(40.2%) 行政職:90人中34人(37.8%) 【令和5(2023)年4月1日現在】	—	総務課

●まとめ

市役所職員の女性管理職の割合は上昇しており、女性の登用が進んでいます。今後更に女性の参画が進んでいくよう、引き続き女性の登用に取り組みます。
--

(4) 地域社会活動における男女共同参画の推進

地域づくりにおける課題やニーズが多様化する中で、地域活動においてリーダーを担うことができる女性の育成や発掘等を進め、地域の様々な活動における方針決定過程の場に、女性の登用を働き掛けるとともに、女性が参画しやすい仕組みづくりを促進します。自らの選択により地域活動に参加する人を増やすため、「集える場」づくりの取組など地域と連携して進めます。

①女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
まちづくりに参加している人の割合	54.0%	54.9%	70.0%
住民自治組織の会長、事務局長への女性就任の割合	5.3%	5.3%	10.0%
集落支援員の女性の任命割合	38.5%	38.5%	50.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○男女の参画による地域活動の推進
○女性指導者の育成
○地域における方針決定過程への女性の参画促進
○地域課題解決に向けた取組への女性参画促進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□住民自治組織活動支援 三次市住民自治組織連合会まちづくり研修会(10月18日)において、「組織づくり」について講演会を実施。「女性が元気な町は、町が元気になる」女性が地域に係わることで地域が元気になっていく等研修を行った。 事務局部会においてブロックごとに意見交換等を行った。(7回開催)	166,831	地域振興課
□三次市女性連合会活動支援(補助事業) 男女共同参画社会の実現を活動目標に掲げている三次市女性連合会の組織運営のほか、男女共同参画講演会等に対し補助金を交付し、活動を支援した。(会員数:707人) 国際女性デーにおいて男女共同参画推進講演会を実施した。	1,968	定住対策・暮らし支援課
□【再掲】男女共同参画推進講演会講師派遣事業 家庭、地域などのあらゆる場における男女共同参画の理解の促進と女性活躍推進を図るために、保育所保護者会や住民自治組織等が実施する「男女共同参画推進講演会」に講師を派遣する事業は実施団体はなかった。	—	定住対策・暮らし支援課
□まち・ゆめ条例検証委員会 R3 3回開催 R4 実施なし 委員6名(うち女性委員3名)	—	地域振興課
□集落支援員 各住民自治組織と連携し、主に「定住対策」の取組を行っており、5人の女性集落支援員が女性の観点を活かし活動されている。 和田地区での「ママカフェ」や「わだカフェ」など女性が集まる場づくりなどの取組をされている。 支援員配置:13地区(うち5地区が女性)	11,584	地域振興課

●まとめ

まちづくりに参加する女性の割合も少しずつ増えていますが、住民自治組織の女性の就任割合は増えていません。住民自治組織連合会の研修や、男女共同参画推進講演会等を通して、誰もが元気なまちづくりをめざし、女性活躍の取組を地域とともに進めています。

②地域における女性の「集える場」づくり

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
各地区における女性の「集える場」づくり	—	2か所	19か所

●取組状況

具体的施策の内容
○各地区に、地域主導による女性が「集える場」づくり(19地区に1か所以上)

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□集落支援員を中心に住民自治組織と連携しながら「集いの場」づくりを実施 ・和田地区 ママカフェを開催し、地域内外のママが子どもを連れて集い、交流する空間を提供 12回開催 参加者214名 ・布野地区 センターカフェ 月1回実施	—	地域振興課

●まとめ

地域において、集落支援員を中心に住民自治組織と連携しながら「集いの場」づくりを実践されており、女性が集え、交流する場が提供されています。今後も、それぞれの地区の特徴を活かした「集える場」づくりが広がるよう、各地区的取組を共有しながら、まちづくりの推進に取り組みます。

【基本目標2 ひとづくり】

(1) 意識啓発に向けた広報・啓発の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識の醸成に向けた広報・啓発活動など様々な男女共同参画推進事業に取り組むとともに、性的指向・性自認を理由とする偏見等の解消に努めます。

①男女共同参画の啓発・普及の推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
男女共同参画推進事業件数	4 件	3 件	10件
社会通念・しきたりの上で、男女が平等であると感じている人の割合	10.7%	—	20.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○男女共同参画週間及び人権週間を中心とした啓発活動
○広報等における取組の推進
○多様な機会を捉えた家庭や地域における意識啓発活動の推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□男女共同参画週間における啓発の実施 6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、市広報紙やCATV「市役所ほっとニュース」、音声告知放送などにより、令和4(2022)年度男女共同参画週間キャッチコピー一等、啓発を行った。 また、三次市立図書館に協力を依頼し、男女共同参画週間に男女共同参画に関する図書を集めた特設コーナーを設置いただき、周知を図った。	—	定住対策・暮らし支援課
□【再掲】男女共同参画推進講演会講師派遣事業 家庭、地域などのあらゆる場における男女共同参画の理解の促進と女性活躍推進を図るために、保育所保護者会や住民自治組織等が実施する「男女共同参画推進講演会」に講師を派遣する事業の実施団体はなかった。	—	定住対策・暮らし支援課
□【再掲】男女共同参画推進講演会 男女共同参画週間及び国際女性デーにおける啓発事業として、市民を対象とした男女共同参画推進講演会を実施した。 男女共同参画推進講演会(6月男女共同参画週間)「心豊かに生い繁る夫婦の法則」 男女共同参画推進講演会(3月国際女性デー)「子供の才能を伸ばすことを意識した夫婦のワークライフバランス」	209	定住対策・暮らし支援課
□【再掲】三次市女性連合会活動支援(補助事業) 男女共同参画社会の実現を活動目標に掲げている三次市女性連合会の組織運営のほか、男女共同参画講演会等に対し補助金を交付し、活動を支援した。(会員数:707人) 国際女性デーにおいて男女共同参画推進講演会を実施した。	1,968	定住対策・暮らし支援課

□ひと・かがやきフェスタ 2022 12月4日から10日までに人権週間に合わせ、性的マイノリティへの理解を深め自分らしく生きることの大切さを感じられるLGBT講演会を開催した。会場では市内小中学が様々な人権をテーマとして作成した「人権ハート絵かがやきメッセージ」や人権啓発パネルの展示を行うなど、様々な人権について、考えていただく機会を提供した。	491	定住対策・暮らし支援課
--	-----	-------------

●まとめ

男女共同参画週間等において、講演会を実施し、広報紙やCATV、パネル展示などにより、固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の醸成のための広報啓発活動に取り組みました。また、男女共同参画推進講演会を行い、男女共同参画の理解の浸透を図りました。

②性の多様性への理解の促進

●取組状況

具体的施策の内容
○性の多様性への理解の促進に向けた啓発・教育活動
○多様な性に配慮した取組の推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□性的マイノリティへの理解を深めるための職員研修 パートナーシップ宣誓制度や性的マイノリティに対する知識を深め、適切な対応や今後の取組を推進していくよう職員研修を実施した。	55	定住対策・暮らし支援課
□教職員に対する人権教育研修 三次市道徳教育推進協議会研修会(市主催研修)で人権尊重の理念についての理解を深める研修を実施。 2回	—	学校教育課
□パートナーシップ宣誓制度 三次市パートナーシップ宣誓制度を制定し、6市町と相互利用に関する協定を締結した。取組を推進していくよう職員研修を行い、職員ハンドブックを作成した。また、制度の手引きを作成し、HP等で市民周知を図った。 協定締結 6市町	22	定住対策・暮らし支援課
□【再掲】ひと・かがやきフェスタ 2022 12月4日から10日までに人権週間に合わせ、性的マイノリティへの理解を深め自分らしく生きることの大切さを感じられるLGBT講演会を開催した。会場では市内小中学が様々な人権をテーマとして作成した「人権ハート絵かがやきメッセージ」や人権啓発パネルの展示を行うなど、様々な人権について、考えていただく機会を提供した。	491	定住対策・暮らし支援課
□多様な性に配慮した制服の採用やトイレ等の整備 ・生徒指導規程の改訂、検討 ・洋式トイレの整備等のみで、多様な性への配慮に特化したトイレの整備は行っていない。	—	学校教育課

●まとめ

性的マイノリティ(LGBT等)に対する偏見等の解消に向け、「性の多様性への理解の促進」の取組として、「三次市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。また、性的マイノリティに対する正しい知識を持つことが必要であり、職員や教職員の意識啓発に取り組みました。

(2)男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

誰もが男女共同参画について正しく理解できるよう、学校教育や社会教育において意識啓発活動を推進するとともに、誰もがその個性や能力を充分に発揮できるよう、ライフステージに応じた教育・学習機会の確保に努めます。

①男女共同参画に関する教育の充実

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
学校生活の中で男女が平等であると感じている人の割合	54.0%	—	70.0%
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合	58.4%	55.1%	70.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○多様な学習機会の提供
○学校における男女平等を推進する教育及び性教育の実

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□【再掲】男女共同参画推進講演会講師派遣事業 家庭、地域などのあらゆる場における男女共同参画の理解の促進と女性活躍推進を図るために、保育所保護者会や住民自治組織等が実施する「男女共同参画推進講演会」に講師を派遣する事業の実施団体はなかった。	—	定住対策・暮らし支援課
□【再掲】男女共同参画推進講演会 男女共同参画週間及び国際女性デーにおける啓発事業として、市民を対象とした男女共同参画推進講演会を実施した。	209	定住対策・暮らし支援課
□親の力を学びあう学習プログラム 子育て支援センターを利用する親子・母子保健推進員などを対象に講座の実施。 子育て中の保護者が講座に参加することにより、保護者をつなぎ、また、母子保健推進員の学びを深めることにより、これまでの活動に加え、保護者に寄り添い、より一層、孤立する保護者をつくる活動へつながっている。 R3:25回講座 186人 R4:32回講座 337人	—	文化と学びの課
□青少年育成講演会 思春期である中学生・高校生を対象に、体や性についての正しい知識を学ぶことで、互いに尊重することやコミュニケーションの大切さを考えるきっかけとなっている。 R3:中学校2校64人 高校1校175人 R4:中学校2校120人	62	文化と学びの課
□命の授業 「命」を大切にすることはもちろん、永遠と続いているかけがえのない奇跡的な「命」、お互いにじめたりしないこと赤ちゃん人形のだっこ体験や妊婦体験など体験をとおして学びます。 R3:中止 R4:保育所4所71人、小学校8校636人	—	文化と学びの課
□男女平等を推進する教育・性に関する指導 道徳、保健体育、家庭科、社会科等を中心に各教科及び各領域で系統的・継続的に指導	—	学校教育課

●まとめ

男女共同参画推進講演会を実施し、男女共同参画の理解と浸透を図りました。また、学校においても新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し、多様な性の学習機会の提供や男女共同参画を推進する教育等により、お互いをよりよく理解することや、社会における男女の役割について、考える機会を充実させました。

【基本目標3 安心づくり】

(1) 健康と自立の支援

性別に関わりなく誰もが生涯を通じ心豊かに健康に暮らし、自らの選択によって仕事と地域を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、心身の健康の保持・増進を支援します。

①生涯を通じた健康支援

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
国保特定健診受診率	43.8%	35.6% (見込み)	60.0%以上
運動を習慣化している人の割合	15～64歳:32.4%(H29) 65歳以上:52.2%(H29)	43.2%	40.0%以上 65.0%以上
乳がん検診受診率	14.5%	13.4%	50.0%
子宮頸がん検診受診率	14.1%	10.9%	50.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○性差を考慮した保健事業の充実
○母性保護の啓発
○ライフステージに応じた健康支援の推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□ウェルネスプロジェクト(生活習慣病予防事業) 総合集団健診や、ドック検診、5大がん検診、節目年齢歯科健診の実施などを行った。 乳がん検診について、令和4(2022)年度は、40歳から5歳刻みで65歳までを対象に集団検診を3月に2回実施した。また、個別健診については、乳がん検診及び子宮頸がん検診(20歳のみ)を実施した。	50,653	健康推進課
□母子健康手帳・父子健康手帳交付事業 母子健康手帳と第1子の父親に対し父子健康手帳の交付を行った。あわせて電子母子手帳についても利用を勧めた。 母子健康手帳交付 R3:312人 R4:269人 父子健康手帳交付 R3:約120人 R4:126人	91	健康推進課
□妊産婦健康診査助成事業 妊婦健診、産婦健診の費用助成を行った。 妊婦健診受診件数:3,395人 産婦健診受診件数:446人	25,032	健康推進課
□健康づくりセンター事業(水中運動教室等) ゆげんきを活用した水中運動教室やトレーニングマシンによる運動、その他各種運動教室の実施により、各世代や体力に合った健康づくりへの支援を引き続き行った。また、介護予防、元気づくりの取組として温泉サロンや子育て支援としてママカフェなどを開催し、地域に密着した活動を行った。 施設延利用者数 R3:38,027人 R4:60,774人	50,603	健康推進課 甲奴支所

□ウォーキング事業 自治連合会や健康づくりセンターと連携しながら、コロナ禍で活動制限しながらも地域でのウォーキングに取り組んでいる。 R3:10回 276人参加 R4:10回 220人参加	-	健康推進課
--	---	-------

●まとめ

健康診査事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より受診者数が減少しましたが、総合集団健診では、感染防止対策を徹底するなど市民に安全・安心に受診していただけるよう取り組みました。また、健康づくりセンター事業での子育て支援としてママカフェを開催し、地域に密着した活動を行いました。

②高齢者・障害者の自立支援

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
元気高齢者の割合	75.7%	77.0%	76.5%

●取組状況

具体的施策の内容
○福祉・介護サービス、障害福祉サービスの充実
○生きがいづくり活動の推進
○障害者・高齢者の就労機会の拡大
○バリアフリーのまちづくりの推進

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□「福祉・保健サービス」冊子作成・配布 福祉サービス(高齢者及び障害者(児)), 介護保険制度などが有効利用されるよう、その内容を分かりやすくお知らせするため、冊子を作成し市民や関係機関に配布した。 R3:25,000部 R4:25,000部	1,573	高齢者福祉課
□老人クラブ活動支援 老人クラブにおいて行われる健康づくりや社会 参加活動に対して助成、支援を実施した。 老人クラブ会員数 2,708人(99 クラブ)	11,333	高齢者福祉課
□訓練等給付事業(就労継続支援 A型・B型) 障害者の就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識、能力の向上のための必要な訓練を実施した。 就労継続支援 A型 利用者 R3:45人 R4:42人 就労継続支援 B型 利用者数 R3:216人 R4:225人	418,967	社会福祉課
□ユニバーサルデザインの推進 三次市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、各担当部署において各種施策を推進した。	-	定住対策・暮らし支援課

●まとめ

高齢者や障害者等の自立支援として、地域包括支援センターや障害者支援センター等をはじめとした関係機関と連携し、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう就労や活動等の支援を行いました。

(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権尊重の推進

いかなる暴力も人権侵害であるということを正しく理解できるよう啓発するとともに、関係機関と連携し被害者が早期に安心して相談できるよう相談窓口の周知を図ります。また、相談員等の資質の向上による相談体制の充実と必要な情報の提供を行います。

また、様々なハラスメントの防止へ向け、関係機関と連携し啓発に取り組みます。

①暴力を容認しない社会環境の整備

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
DV 対応のためのすくすくネットワーク協議会構成機関及び団体数	22	25	30
各種ハラスメント対策として、相談窓口を設置している事業所の割合	34.5%	－	40%以上

●取組状況

具体的施策の内容
○暴力(DV・デートDV)、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント・モラルハラスメント等)の防止に向けた啓発活動の推進
○DV防止法・ストーカー規制法の周知
○婦人相談員による相談及び支援
○家庭児童相談員、母子・父子自立支援員との連携による相談及び支援
○DV防止のための関係機関の連携強化

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□市役所におけるハラスメント防止対策事業 令和4(2022)年8月に、係長級以上職員を対象としたハラスメント研修(動画視聴形式)を実施した。 講師:まちだ社会保険労務士事務所 町田仁美氏 参加者:158人	－	総務課
□子育て支援課相談室 DV 防止法に基づく暴力被害女性の保護を図るため、相談員を配置して対応した。DV 等の深刻な問題のほか、広く女性が抱える諸問題の解決のため、相談員による面談、電話相談を行った。 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員を配置し、子育ての悩み、ひとり親家庭等の支援に関するなどに専門の相談員が応じ、庁内及び関係機関と連携を取りながら、問題解決に向けたサポートを実施した。 [婦人相談] R3 相談件数 121 件(実人数 44 人) ※うち DV 相談 33 件(実人数 16 人) R4 相談件数 308 件(実人数 61 人) ※うち DV 相談 151 件(実人数 25 人) [児童家庭相談] R3 相談件数 416 件(実人数 122 人) R4 相談件数 483 件(実人数 99 人) [母子・父子自立支援相談] R3 相談件数 231 件(実人数 198 人) R4 相談件数 331 件(実人数 211 人)	15,572	子育て支援課

□国・県から依頼のあった啓発ポスター等の掲示・周知 国・県から依頼のあったDV防止法・ストーカー規制法の啓発ポスター等の掲示・周知を図った。	—	子育て支援課
□【再掲】地域包括支援センター運営事業 高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、社会福祉士を中心としたチームで支援を実施した。 また、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族などに対して、成年後見制度の説明や関係機の紹介を行い、市長申立てによる成年後見人の選任につなげた。 地域包括支援センターにて、介護保険サービスや保健、医療、福祉、権利擁護など、高齢者の様々な相談に対し、迅速かつ的確な支援を行った。 権利擁護・虐待相談件数 R4:124 件	59,600	高齢者福祉課
□【再掲】障害者支援センターの設置・運営 障害者の相談体制の機能強化や社会参加と雇用・就労促進を図るための事業を実施 相談件数 R4:5,358 件	28,734	社会福祉課
□すくすくネットワーク協議会 配偶者からの暴力への適切な対応を図るため、関係機関、関係団体との連携及び情報共有を実行した。児童虐待、DV の実態把握と発見からサポートに至るまでのシステム構築・実践、児童虐待などによる要保護児童等、DV に関する情報交換・支援内容の協議、子どもの権利擁護・健全育成・DV に関する広報・啓発活動の推進・研修活動を実施した。 代表者会議1回、実務者会議6回、個別ケース検討会議12回、養育支援連絡会議6回 ※構成機関・団体 こども家庭センター、保健所、警察署、法務局、消防組合、医師会、歯科医師会、弁護士会、地域包括支援センター、人権擁護委員協議会、民生委員・児童委員協議会、小学校、中学校、保育所、私立幼稚園、認定こども園、教育委員会、地域振興部、福祉保健部、市民部ほか 25 機関(団体)	—	子育て支援課

●まとめ

DVなどの予防啓発及び被害者支援として、婦人相談員を中心に、問題解決へ向けたサポートを実施しました。婦人相談やDV相談件数が増加傾向にあり、DVへの適切な対応を図るために「すくすくネットワーク協議会」と引き続き、連携した取組を行うとともに、各種相談窓口の周知、各種ハラスメント等の防止への啓発活動に取り組みます。

(3)災害及び感染症対策における男女共同参画の推進

大規模な災害や新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行に対する対応が急がれる中、災害や感染症への対策について、男女それぞれのニーズが反映され、また男女共同参画の視点を取り入れた対策を積極的に推進します。

①男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R4年度 (現状値)	R8年度 (指標)
消防団員のうち女性消防団員の人数	19人 (R2.4.1)	19人 (R5.4.1)	25人

●取組状況

具体的施策の内容
○防災に関する地域活動への参画
○自主防災組織への参加促進及び女性の視点の導入
○災害及び感染症対策への女性の視点の導入

令和4(2022)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□女性消防団体活動費補助金 女性消防クラブへ活動を補助し、地域全体の防火意識の高揚を図った。	238	危機管理課
□市内の自主防災組織の役員等への女性の起用促進 市内の自主防災組織の役員等に女性の起用を図るよう呼び掛けた。 自主防災組織 19 組織 方面隊数 R4:8 団体(うち女性のいる方面隊2団体) 消防団員数(消防音楽隊を含む。) R4:1,407 人(うち女性 38 人)) 自主防災組織役員数 R4:85 人(うち女性役員数 6 人)	—	危機管理課
□女性の視点を取り入れた避難所設置・運営 ・女性消防団員として避難所設営訓練に参加 ・「三次市における避難所及び避難場所の避難所開設・運営マニュアル」には、男女それぞれの観点から避難所を運営できるよう規定し、配置についても配慮するよう規定している。 ・性暴力被害の防止の観点から、上記マニュアルにおいて配慮した設営・運営を規定している。	—	危機管理課
□新型コロナウイルス感染症の影響による緊急支援(生理用品の無償配布) 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、経済的に生理用品の購入が困難な方へ、三次商工会議所女性会からの寄附等を活用し、生理用品の無償事業を実施した。 配布数:R3:712 セット R4:408 セット(昼用・夜用セット)	4	定住対策・暮らし支援課
□感染症に関する啓発・相談 妊婦届出時に感染予防啓発リーフレットや手指消毒薬、マスクを配布し、啓発・相談を行った。 母子健康手帳交付 R3:312 人 R4:269 人	99	健康推進課
□【再掲】子育て支援課相談室 災害や感染症対応に関するDVなど困りごとや悩み等に、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員が応じ、府内及び関係機関と連携を取りながら、問題解決に向けたサポートを実施した。	—	子育て支援課

●まとめ

男女共同参画の視点を取り入れた災害・減災対策を推進するため、自主防災組織の役員等への女性の起用を呼びかけました。また、避難所運営におけるマニュアルには、男女の視点や性暴力被害防止の観点を配慮するよう規定しており、災害時の避難所運営に配慮して取り組んでいきます。
昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた女性を支援するため、緊急支援として生理用品の無償配布を行うとともに、妊婦の感染防止への啓発等を行いました。